

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還・請求権個別案件

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43693

1 講和發効前損失補償問題一般

米下院外交委員会 極東・太平洋
問題分科委員会 1965年7月28日
会合におけるワトソン高等弁務
官証言

2. 土地に^{係る} ~~関係~~ 復元補償
この分野の請求額は250万

ドルを若干上乗せる額にのぼる。これは
土地に対する請求は世界中にあるが
よび、^{200万} 遵守される^{べき} 原則に基くもので
あり、不動産を賃借するものは、人であらば

機関であらうと、当該財産^を 賃借をうけ
た^る 時の状態に復元すよか、又は、賃借
をうけた期間に当該財産^に ~~加えられた~~^{加えられた}
~~損害~~ 損害^を についで ^{が蒙った} 相当な補償

2

を行ふ義務を有する。復元費用は
地代と同額、^係 ありは、それを上乗せる

際、地代が基準として使用され、
~~先に上乗せられた地代請求と同様~~^(第1.9)

外^の ~~この~~ ^{1947年} ~~問題とする~~ ^{1947年} は、1947年
1月1日^{から} ~~1950年~~ 1950年6月30日までの3年

半の間に加えられる^{べき} ~~損害~~ ^{200万} ~~に~~ ^{あり}
~~ある~~ ^に ~~付する~~ ^{べき} ~~は~~ ^{あり}、~~我々~~

その後賃借契約を^{解除} ~~解除~~ ^{された} ~~土地~~
に対して、この期間に、^{加えられた} ~~加えられた~~ ^{損害} ~~損害~~

だけも問題としていのである。
^{今なお} ~~今なお~~ ^{米軍の} ~~米軍の ^{賃借下} ~~賃借下~~ ^{にある} ~~土地~~~~

に対して、講和条約以前に加えられる
改変は有効な請求を構成するものと

思
は、徹底的に、合同委員会に
決定した。それから、合同委員会の
考之によると、住宅地、病院、空軍基地、
道路、石油ガス輸送管及びその他
永久的施設のごとく、^字改変は「損傷」と
見做すよりも、むしろ、当該土地の評価額
を増加するところの明白な改善と
見做すべきだからである。私は、この考之に
賛成する。
復元補償のすべてが、すでに
米軍により、その所有者に返還された
土地に關係するものである。すでに
述べたように、合同委員会は、現在、
米軍の賃借下にある土地に対して加えられ

12.4
4
た、改変という理由によっても、
請求というものが、ない。

我
無期限

昭和43年3月25日

沖縄の講和発効前の損失
補償について

北米局北米課

目次

I	日本政府による見舞金の支払い	1
II	米国政府による損失補償	8
III	米側補償に伴う日本側見舞金取立 の問題	17
参 考		
	小笠原旧住民に対する日本政府の 立替え見舞金について	23

I 日本政府による見舞金の支払

1. 昭和32年(1957年)5月2日の閣議決定(後述(注)参照)により、日本政府は、沖縄に対する講和発効前の土地等の損失に対する見舞金として10億円を支払った。

本件見舞金については、昭和31年当時沖縄住民側より日米両国に対し、損害補償について強い要望があり、その日米両国の補償責任のいかんについて、日本政府部内においてかなり議論が行なわれた。すなわち、平和条約第19条の解釈をめぐって、

- (1) 外務省では、沖縄住民の請求権も同条により放棄されているとの解釈の下に、本件は対米請求の対象となりえずとし、
- (2) 法務省も、外務省とほぼ同様の見解を示したが(昭和31年10月30日付同省民事局メモ)、
- (3) 法制局では、平和条約第19条にいう日本国領域に沖縄地域が含まれないと解することは困難で、同様に沖縄住民が同条にいう日本国民に含まれないと解することは困

難である。同条は、日本国民の請求権が米政府により否認されても、日本政府として対米折衝を行ないえないことを規定しているが、同条の規定によつては、日本国民個人の有する請求権は消滅せず、従つて沖縄住民の対米請求権も残っていると解し(昭和31年7月16日付法制局メモ)、

- (4) 大蔵省は、同条にいう日本国領域の中に沖縄は含まれず、従つて対米請求権ありとの解釈をとつていた(昭和31年10月16日付主計局メモ)。

以上のとおり、政府部内において意見の一致をみるに至らなかつたが、その間において日本政府は、法律論は別として、住民の窮状を看過するにしのびずとの理由により、前記閣議決定に基づき、本件見舞金として10億円を支出することとしたものである。

(注) 昭和32年5月2日閣議決定(関係部分抄)

昭和31年度補正予算中沖縄関係特別措置費の実行は、下記により行なうものとする。

記

1. 昭和31年度補正予算中沖縄関係特別措置費11億円のうち、10億円は対日平和条約発効前における沖縄の米軍による土地等の接収等に基づき損失を蒙つた者に対する見舞金とし、。。。以下各項に定めるところにより支出するものとする。
2. 前項の見舞金は、対日平和条約発効前沖縄の米軍による接収等により土地等の損失を蒙つた者に支給するものとする。
3. 前項の見舞金の支給を受ける者の範囲及び支給額の算定方式並びにその支給の手続等は、沖縄現地における沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の案に基づき内閣総理大臣があらかじめ大蔵大臣と協議してこれを審査決定する。
4. 第1項の見舞金は、前項の決定に従い、沖縄軍用土地等見舞金処理委員会の認証するところにより支給するものとする。
5. 第1項の見舞金を支給するに当つては、内閣総理大臣は見舞金受給者の委任状に基づき

その受領代理人に対し、その見舞金を一括交付する手続によるものとする。

6. 沖縄住民が蒙つている損失に関し、アメリカ合衆国から損失の補償又は見舞金等を受けることとなつた場合においては、その金額のうち、第1項の見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還又は帰属せしめるものとする。

(第7項以下省略)

2. 前記閣議決定の第6項(米国から補償又は見舞金を受けた場合、本件日本側見舞金10億円はこれを国庫に返還する趣旨)の但書については、当時米側に対してはなんら触れることなく(同年5月8日付本省トーキング・ペーパーにも第1項から第5項までのみを述べている)、前記見舞金を支出した経緯がある。
3. 本件に関連する国会審議の際の主な答弁の要旨は次のとおりである。
 - (1) 下田条約局長(31.5/8衆、外、沖縄の土地接収問題等に関連して参考人より意見聴取の際)

平和条約第19条において、確かに日本政府及び国民—この場合では、沖縄にいる日本国民の請求権も放棄している。これについて補償義務があるか否かについて平和条約は規定していない。この点ヴェルサイユ条約やイタリヤ平和条約とは異なる。。。。

この点は憲法との関連もあり、日本政府と国民が自主的に解決すべき問題であろう。

(2) 石井南方連絡事務局長(同上の際)

講和発効前の補償については、昭和25年10月頃から非常に低額であるが、補償が若干行なわれていたことも聞いている。そこでこの問題を日本政府に補償して貰いたいという事は、講和発効後になつて御承知のように平和条約第19条が掲げられた関係から、現地の人々がアメリカ側に相当強く要求されたのであるが、米側においてはこれ以上の補償はできないと言明された由である。

(3) 林法制局長官(3/7/9衆、外、国際情勢討議の際)

最終的な結論ではないが、。。。。アメリカ

もハーグ陸戦法規により占領をやるという方針のようであるし、占領等に基づく物資の調達、あるいは土地の使用につき補償するのが建前だと考える。問題は平和条約第19条で、日本及び日本国民が放棄したという問題が沖縄に適用されるかどうかであろう。一応この文字に即する限り沖縄が抜けるということはちよつといえないと考えるが、だからといって直ちにアメリカ政府の責任がなくなるということにはならない。アメリカには住民の福祉を十分に向上させる責任があるから、沖縄の住民が補償をとりえないことによる困窮を救うべき責任があるのではないか。

(4) 岸外務大臣(3/22/3衆、外、国際情勢討議の際)

講和発効前の沖縄の土地収用問題について、アメリカ側に補償の義務ありやという点は、法律解釈として政府部内に一致した意見がない。。。。しかし、法律問題は将来決定することとして、一定額の見舞金を交付することを考えたい。

(5) 中川アジア局長(同上の際)

平和条約第19条の解釈では、米側に請求することが当然であるという解釈はすぐにはでてこないと思う。。。。平和条約第19条は、日本国領域において講和発効前に起きた請求権を日本が放棄することを規定しているから、沖縄が日本国領域に入るかどうかの問題をも含んでいる。。。。かかる補償を要求することによつて、沖縄が日本領土であるというわが方の根本的主張に影響を与えることはゆゆしい大事になる点を考慮して、決定が遅れているわけである。

(6) 高橋条約局長(3.2.2.2.2衆、外、国際情勢討議の際)

確かに1946年1月29日に日本からの行政分離令がでているから、一般的には日本の方に責任はない。しかし、責任の問題と補償の問題はもう少し研究したい。

II 米政府による損失補償

1. 沖縄現地の米側は、当初本件補償要請については、平和条約第19条a項の規定により、米側にその責任なしと強く拒否する態度をとつてきたが、1961年(昭和36年)4月6日キャラウェイ高等弁務官は、本件に関する法的責任は否定しつつも、沖縄の施政権者として沖縄住民の福祉に対する関心から、本問題を好意的に検討する旨を公表し、その補償要請額については、米琉合同の講和前補償請求委員会において検討を行なうこととした。その結果、請求総額21,874,524ドルで同委員会の最終決定をみ、1962年10月16日高等弁務官は同額の請求書に署名を了して、これをワシントンに送付した。

2. 1965年(昭和40年)10月27日米国会において採択された合同決議(Joint Resolution - P.L.89-296)は、

(1) 一部琉球島民が1945年8月15日日本が降伏して、1952年4月28日平和

- 条約が発効するまでの間、合衆国軍隊またはその構成員の行動から損害を蒙っているが、
- (2) 平和条約第19条が琉球人を含む日本人の請求権に対する米国の法律責任を消滅させた結果、米国は前記一部琉球島民の損害に対してなんら補償しておらず(ただし、1950年7月1日から1952年4月28日までの間の土地の使用及び損害に対するものを除く。)、
- (3) 米国は琉球諸島における唯一の施政権者として琉球住民の福祉に多大の関心を有し、前記補償を行なうべきである。

と前置きし、当該補償のために2200万ドルを超えない額を支出する権限が与えられる旨決議するとともに、前記金額はその支出が可能となる日から2年間支出されうるものとし、日本政府の支払によつてすでに満たされている請求またはその一部を満たすために支出してはならない旨を述べている。

3. 前記合同決議の成立に伴い、ホワイト・ハウスは、10月27日要旨下記のとおり発表した。

「大統領は、本日約18万件に上る琉球住民の請求に対する2200万ドルを限度とする才出権限を認めた両院合同決議の法律に署名した。この請求は1945年から1952年までの7年間にわたる米軍の琉球諸島占領から発生したものである。日本政府は平和条約においてこの期間の一切の請求について放棄したので、これら請求は未払のままになっていた。この決議を立法化することによつて、議会は、法律問題は別として、米国がかかる請求に対し衡平と道徳的見地から支払責任を有することを認めたものである。。。。。」

次いで大統領は、翌1966年2月21日沖縄に対する講和前補償のために1966会計年度の追加予算に含め2104万ドルの支出承認を議会に要請し、本件を含めた対外援助法案は同年10月7日上下両院本会議で可決され、¹⁹⁶⁶10月15日大統領の署名をえて成立した。

4. 前記II.1.の合同決議採択に至るまでの米国議会での審議における主な論旨(特に請求権に関

連するもの)は次のとおりである。

(1) 1965年1月22日上院本会議議事録より

同会議においては、本件に関し詳細に説明した1月8日付陸軍長官発上院議長あて書簡が、フルブライト上院議員より提出されたが、同書簡の主要関係部分は次のとおりである。

「・・・占領軍が使用し、または徴発した個人資産や不動産については、その使用につき適正な補償をしなければならないということは、一般に承認された国際法上の原則であり、特に1907年ヘーグ陸戦法規の規定にも明示されている。・・・いずれにしてもその期間の沖縄住民の請求に対する米国の責任は、1952年4月28日発効した対日平和条約で正式に消滅した。同条約第19条は戦争から生じ、あるいは同条約の効力発生前における日本国領域の占領から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民(沖縄住民を含む。)のすべての請求権を放棄している(従前の

平和条約と異なり、この条約は日本に放棄した請求権の処理を要求していない。)

従つて米国はかかる請求に対して支払う法的責任は免れているとの立場から、平和条約発効前2年間の土地の使用及び損害に対するものを除き、これまでかかる請求に対して支払っていない。

1950年7月1日以降、沖縄における個人資産の米軍による無償徴発制度は廃止され、米国政府が適当な使用料を支払う貸借契約制度をとるようになり、また同期間内に損害を受けた土地の原状回復費を支払われるようになった。これらの措置は1953年12月5日付琉球民政府布告第26号の遡及規程によつて貸借契約として処理されたものである。かかる特殊な講和前請求は、1945年9月2日以後いずれかの連合国が制定した法律で、特に認められた請求を平和条約第19条a項の例外として除外した、同条b項の適用を受けるものと

みなされたものであろう。

一方日本政府は、日本本土における講和前の請求に対する法的責任を否定しながらも、政府の関心事項として一部日本人請求者に対し支払いを行なつた。同様に日本政府は琉球に対しても、講和前の請求に対する法的責任は否定しながら、1957年沖縄住民の講和前請求に対し見舞金として10億円(約280万ドル)を支払つた。この見舞金の額は、今回の立法措置で処理される請求の額から控除され、日本政府がすでに支払つた請求に対する支払分を除外する旨の特別規定が設けられた。日本政府は既述の見舞金支払の際、沖縄の請求者が米国政府から補償をえた場合は返還する旨を規定したが、この規定は日本政府の一方的な措置であつて、米国政府と合意したものではない。」

(2) 1965年10月6日下院本会議議事録より

(1) シスク議員(賛成)

。。。占領の結果、1952年の平和条約で日本はかかる請求権を放棄した。そのためこの7年間に発生した損害は、請求者の責任ではなくして未払のまま残されている。琉球諸島とその住民は、米国の極東における防衛努力に大きく貢献してきたつており、また今後も貢献することが期待されている。ここに提案されている支払は、認識された不公平に対する効果的な救済となり、この地域を通じて米国のフェアプレイの精神を印象づけるであろう。。。。

(4) スミス(カリフォルニア)議員(賛成)

日本は平和条約で国民の請求権をすべて放棄したので、米国政府は本件クレームに対して法律上の責任はない。日本はこの期間において沖縄に行政権を行使していないので、このクレームに対して支払を拒否している。従つて米国は、自己の軍隊が与えた本件損害に対する支払いを行ないたいと考えているのである。

(イ) ザブロッキー議員（賛成）

（沖繩が昇した朝鮮戦争の際の役割りと戦略上の重要性を強調した後）平和条約は、日本の対米請求権放棄を規定しているので、これら支払は明らかに米国にとって法的債務ではない。しかし、日本も、1945年8月15日から1952年4月28日までの期間沖繩での施政権を保有せず、平和条約第3条も引続き日本の施政権を排除しているので、その間の損害補償の法的責任を否定している。

(ロ) マツナガ議員（賛成）

国際法からみた琉球の歴史の特異性にもかんがみ、われわれは軍事占領の形で統治する地域の住民に対する法律責任を引受けるといふ先例を開くものではない。しかし、琉球の主権者とみなされる日本政府に対する米国の国際法上の責任が平和条約によつて消滅したという事実は、1945年以来米国が排他的主権を行使した地域の住民に

対して公正に処遇しなければならないという責任を解除するものではない。

(ハ) グロス議員（反対）

米国政府は沖繩住民に対していかなる責任も負っていない。補償の必要があれば、それは米国政府ではなく、日本政府が当然すべきである。われわれは現実に沖繩の経済を支えている。というのは沖繩住民は、米国の膨大な基地を維持するためわれわれが支出する金で生活しているからである。

第2次大戦において沖繩ほど米国人の生命を犠牲にしたところは太平洋地域にはほかにない。沖繩は日本の領土であり、沖繩人は米国と戦つたことを忘れてはならない。

Ⅲ 米側補償に伴う日本側見舞金取立の問題

1. 前記1.に述べたとおり、日本政府の沖縄に対する講和前見舞金10億円の支出に際しては、「沖縄住民が蒙っている損失に関し、米国から損失の補償または見舞金等を受けることとなつた場合は、その金額のうち本件見舞金として支給した額に相当する額は、これを国庫に返還または帰属せしむるものとする。」との条件が付されており、わが方見舞金は米国からの補償金または見舞金の前貸金であるとの建前をとつていた。

2. 米国からの本件補償が具体化する見込みが濃厚となつた1963年(昭和38年)1月30日在京米大使館より外務省に対し口上書をもつて、米国における補償法案の成立を助けるため、日本政府が本件前貸金の取立てを行なわない旨の意思表示をするよう要請があつた。

これに対し本省では、本件は閣議決定事項であるから、前貸金を取立てない旨の新規の

閣議決定により、さきの決定を覆せば足るとの見解であつたが、大蔵省は32年5月の閣議決定により、国の債権が成立した以上、この債権の放棄のためには財政法第8条により特別の立法措置を要するとの見解であつた。閣議決定により国の債権が成立したとの点については、本省条約局においても疑義を有する向きもあつたが、大蔵省と見解調整の上、米側に対してはわが方の解決案として、昭和38年5月次の3点からなる提案を行なつた。

- (1) 米政府から補償金が支払われたときは、日本政府の前貸金は受領者から一応取立てる。
- (2) ただし、日本政府は取立金相当額(10億円)を琉球政府に対する援助金として供与する。
- (3) 上記の援助金は通常の経済、技術援助額の上積みとする。

これに対し米側は、日本側解決案は実際的でない等として難色を示したが、日本側の困

難な事情を救済する措置はさらに考究してみたいとの態度であつた。

3. その後米側における本件検討の経緯は詳らかでないが、1964年(昭和39年)9月8日米上院に提出された補償法案は、

「この合同決議により支出される資金は、日本政府からの支払によりすでに満たされている請求またはその一部を満たすために支出してはならない。」

旨の規定を含んでおり、米側としては、米側が補償せんとするものは日本側がさきに支出した見舞金10億円により満足された分を除く残りの請求権のみに対するものであり、わが方が前貸金の回収としてとりうべきものは含まないとして、本件を解決する考え方に決まつたものごとくであつた。

前記決議法案は会期終了に伴い廃案となつたが、翌1965年(昭和40年)提出された法案は、同一の条項を含んでおり、これが同年10月27日採択されるに至つたことは

前述のとおりである。

4. 昭和42年1月12日在京米大使館ザヘーレン参事官は北米課長に対し、この問題について米側は個々の請求権者のクレームを審査するに当り、その請求権者がすでに日本政府の見舞金を受けている場合には、その分だけは支払の対象とならないということで処理されることとなつている旨申越した。

次いで在京米大使館は同年3月30日付トキニング・ペーパーを本省に送達越し、本件に関する米政府の立場を次のとおり説明している。

(1) 日本側見舞金相当分を、今回の米国法で認められた総額から天引きして、それを米国の国庫に帰属せしめるということではなく、個々のクレームについて日本側見舞金によつて一部満足せしめられたものか否かを審査し、請求権の性格から判断して一部満足せしめられていると認められる場合は、その分を差引いて支払いを行なう。

(2) ただし、わが方見舞金によつて満足せしめられた具体的金額は、記録散失のため明らかにしえないので、差引き額は一率に6%（日本政府に対する補償要求総額4000万ドル余に対し、実際の支払額10億円の占める比率）とすることとした。

5. 日本側としては、前記米側措置が特に不当であるとみることにはできないと思われる点、またかかる取扱方法については、住民側請求権者代表も参加している米琉合同委員会により合意されたとみられる点、さらにこの方法は、住民側の講和発効前補償期成会を代表して、ヘメンディングー弁護士が提案したという経緯もあるやに伝えられていたことを考慮して、本件については、特に日本政府として了承するか否かの意思表示を行なうことなく、トーキング・ペーパーを受けとつたままとしておくこととした。

いずれにしても、沖縄の請求権者は、米側

の補償支払いによつて、わが方見舞金相当額を受取つたことにはならないので、昭和32年5月2日の閣議決定にも拘わらず、日本政府より請求権者に対し見舞金の返済を要求することはしていない。

参 考

小笠原旧住民に対する日本政府
の立替え見舞金について

1. 昭和36年6月8日付小笠原見舞金に関する
公文交換により、日本政府が米国政府より600
万ドル受領する以前において、日本側が小笠原
旧住民に対しとつた救済措置は次のとおりであ
つた。

(1) 見舞金

(a) 旧住民の共同事業資金としての給付金

東京都	昭和29年	2,000万円
	昭和30年	1,500万円
	小 計	3,500万円

(b) 旧住民の講和発効前の損害見舞金

日本政府	昭和29年	17,650,896円
------	-------	-------------

(1) + (b) = 52,650,896円

(2) 講和発効後の旧住民の損害に対し米側より
補償金または見舞金が支払われた場合、返還
の条件の下で見舞金として政府が支出した立
替金(住民側も米側より支払のあつた場合の
返還を約したもの。)

昭和30年度 98,985,954円
(7月8日閣議決定)

昭和31年度 39,999,667円
(9月5日閣議決定)

計 138,985,621円

2. 前記1.(2)の立替金合計138,985千円につい
ては、昭和36年6月8日600万ドルの見舞
金を日本政府が米国政府から受領した後、同年
10月24日立替金の回収として国庫に返還の
措置をとつている。

3. その後昭和37年11月9日閣議決定をみた
小笠原諸島旧住民等に対する受領金600万ド
ルの配分要領を在京米大使館に通報したところ、
同大使館より米側としては、本件立替金回収の
措置につき納得し難い旨申越した。

本件措置に対する米側の不満は、本件補償金
についての対米折衝に当り、日本政府としては、
上記見舞金は前貸金であり、将来米側が補償金
ないし見舞金を支払つたときに、その相当額を
控除するとの条件が付されていたことにつき、
米側に通報し、その同意をうる必要はないもの

と考へて、米側に正式通報を行なつていないこと
に起因するものであつた。

4. さらに米側は、翌昭和38年1月30日付在
京米大使館口上書(前述Ⅲ2参照)をもつて、
当時米国議会で行なわれていた沖縄住民に対す
る講和前損失補償問題の審議に好ましからざる
影響を及ぼすおそれがあるとして、沖縄住民に
対する10億円の前貸金について、日本政府が
取立てを行なわない旨の意思表示をするよう要
請越した際も、小笠原住民に対し支出した前貸
見舞金138,986千円についても、同様その償
還を求めない措置をとられたい旨併せ申述べて
いる。

5. しかしながら、わが方としては、本件立替金
については、すでに前述のとおり国庫に返還済
みであり、この措置を今さら変更することはで
きないので、前記米側不満はあるも、現在に至
るまでそのままとなつている。

秘密表示(未印)
秘
無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	1	1	
付			
戻			

発送日 昭和45年7月28日
処理日 同
発信 同

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公信番号	米北1 第 29 号	公信日付	昭和 45 年 7 月 28 日
大臣	主管	起案	昭和 45 年 7 月 1 日
政務次官	アメリカ局長	起案者	Tyue 電話番号 446
事務次官	参事		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
官房長			
協議先	条約課長 法規課長		
受信者	在沖繩 高瀬 大佐	発信者	蔡知 大佐
写送付先		(希望発送日)	月 日
件名	講和前補償支払の際の事情調査		
GA-2	外務省 93	回覧番号	1493

* 秘密標準(赤色)

米北1 第 29 号
昭和45年7月28日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)

講和前補償支払の際の事情調査

引用公・電信
日付・番号

去る4月 沖縄市町村軍用地区主会
連合会の関係者が上京した際、南方
同胞援護会主催による復元補償由
題研究会において、前記関係者等
より、講和前補償の支払の際、受

* 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

GA-2-1

外 務 省

(※印は文書課記入)

2
領者が「二かをもち給りとす」といふ趣旨の念書と米側に渡す補償金を受領した旨述べたる趣意あり。

この米に付いて、今次沖浪出置協定交渉上、特に請求権との関連に於いて、与方との案録を把握しなくば要があること認めらる。

この際、本記実情を調査ありて、念書、等しい他、関係資料入手の上、意途ありたり。

アメリカ局取
参事官
北米第一課長
第 78 号
昭和 45 年 7 月 16 日

秘密標記 (赤色)

外務大臣殿

在 準備委代表事務所
高瀬代



(件名) 講和前補償支払の際の実情調査

引用公・電信 漁
日付・番号 7月2日付貴信米北 / 才29号

1. 14日午後琉政新垣土地課長より鈴木加藤
取せりと了下記関係資料別添の上御報告申
(上げ)る。

付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

GA-3-1

1651

在外公館

要処理
首席参事官
南方
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力十文
局庶務



(1) 補償金受領者は、補償項目に応じて別添様式に於ける現金受領書を夫々琉球政府に提出して下さる。これは高等弁務官布令才60号才5項に基づき「行政主席より高等弁務官に送付されて下さる。

(2) 補償金受領者から上記領収書以外に念書と提出した事実は見当らな。

2. 存外、上記受領書の基礎となる請求内容等については調査中であり、調査完了次第進報する。

記

1. 現金領収証 (借賃)

2. 同 (地上物件)

3. 同 (復元補償)

4. 同 (不法行為)

GA-4

外務省

RECEIPT FOR CASH
現金領收証

借 (RENTALS) 賃

Claim Award No. 請求査定番号 _____

Date of Payments 支払の日 _____

Son 村	Aza 字	Koaza 小字	Lot No. 地番	Tsubo 坪数	Rental 金額
支払総額				源泉徴収額	差引支払額

I acknowledge receipt of the above amount in full satisfaction and final settlement of my claim against the United States for the use and occupancy of my above-described land by the United States Armed Forces from _____ through _____

I am fully aware of the applicable provisions of HICOM Ordinance No. 60, including the provisions relating to the maximum remuneration payable to any agent, attorney or other person on account of services rendered on behalf of a claimant-in-consequence with a claim; and I am fully aware of the fact that I am under no obligation to pay remuneration on account of services rendered in connection with any claim under P. L. 80-296 in excess of the maximum fees permissible under P. L. 89-296 and the laws, ordinances, and regulations in effect in the Ryukyu Islands, any agreement to the contrary notwithstanding.

私は _____ より _____までの間、上記に表示された私の土地を米陸軍隊が使用し、占有したことに対して米國に提出した請求の完全な支払い及び最終的解決として、上記の金額を領収したことを証する。

私は彼ら請求についてその請求者の為になされた義務に対して代理人、弁護人、その他の者に支払われる最高の報酬に関する規定をも含む高等弁務官布令第60号の關係規定について私は十分承知しております。又、次の事に反する契約があるにもかかわらず私は公法89～296号に基づき請求に関してなされた義務に対して、公法89～296号、又琉球列島の現行法規に定められた最高報酬を越える報酬を支払う義務を有するものではない事も十分承知しております。

Signature of Claimant:
請求者署名 _____

I certify for the Government of the Ryukyu Islands that the payment herein specified has been made to the proper recipient(s).
私は琉球政府に代つて、ここに明記された支払いが正当な受領者になされたことを証明する。

Chief, Land Section
Legal Affairs Department
Government of the Ryukyu Islands
琉球政府法務局土地課長

現 金 領 収 証
(Improvements)

地 上 物 作

此式第2号

Claim Award No. Date of Payments
請求査定番号 支払い期日

Son 村	Aza 字	Koaza 小字	Lot No 地番	Description of Improvement 物件の表示	Amount 金額

I acknowledge receipt of the above amount in full satisfaction and final settlement of my claim against the United States for damage to or destruction of improvements on my above-described land by United States Armed Forces from through .

I am fully aware of the applicable provisions of HICOM Ordinance No. 60 including the provisions relating to the maximum remuneration payable to any agent, attorney or other person on account of services rendered on behalf of a claimant in connection with a claim; and I am fully aware of the fact that I am under no obligation to pay remuneration on account of services rendered in connection with any claim under P. L. 89-296 in excess of the maximum fees permissible under P. L. 89-235 and the laws, ordinances, and regulations in effect in the Ryukyu Islands; any agreement to the contrary notwithstanding.

私姓 年 月 日より 年 月 日までの間、上記に表示された私の土地に於いて米国軍隊が物件を損害し、又は破壊したことに對して米國に提出した私の請求の完全な支払い及び最終的な解決として、上記の金額を領收したことを証する。
私は或る請求についてその請求者の為になされた業務に對して代理人、弁護士、その他の者に支払われる最高報酬に関する規定を含む高等弁務官布令第60号の関係規定について私は十分承知しております。又、次の事に反する契約があるにもかかわらず私は公法89-296号に基づく請求に關してなされた業務に對して、公法89-235号、又琉球列島の現行法規に定められた最高報酬を越える報酬を支払う義務を有するものではない事も十分承知しております。

Signature of Claimant:
請求者の姓名字名

I certify for the Government of the Ryukyu Islands that the payment herein specified has been made to the proper recipient(s).
私は琉球政府に代つて、ここに明記された支払いが正当な受権者になされたことを証明する。

請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者	請求者
姓名字名	姓名字名	姓名字名	姓名字名	姓名字名	姓名字名	姓名字名	姓名字名

Chief, Land Section
Legal Affairs Department
Government of the Ryukyu Islands
琉球政府法律局 土地課

書式第 3 号

RECEIPT FOR CASH 現金領收証

(RESTORATION)
復元補償

Claim Award No. _____
請求査定番号

Date of Payments _____
支払日期

Son 村	Aza 字	Kozza 小字	Lot No. 地番	Tsubo Damaged 損害面積 (坪)	Amount 額

I acknowledge receipt of the above amount in full satisfaction and final settlement of my claim against the United States for damage to my above described land by United States Armed Forces from _____ through _____

I am fully aware of the applicable provisions of HICOM Ordinance No. 60, including the provisions relating to the maximum remuneration payable to any agent, attorney or other person on account of services rendered on behalf of a claimant in connection with a claim; and I am fully aware of the fact that I am under no obligation to pay remuneration on account of services rendered in connection with any claim under P. O. 89-296 in excess of the maximum fees permissible under P. L. 89-296 and the laws, ordinances, and regulations in effect in the Ryukyu Islands, any agreement to the contrary notwithstanding.

私は 年 月 日より 年 月 日までの間、上記に表示された私の土地を米國軍隊が損害したことに對して米國に提出した請求の完全な支払い及び最終的な解決として、上記の金額を領收したことを証する。

私は或る請求についてその請求者の為になされた業務に對して代理人、弁護人その他の者に支払われる最高の報酬に關する規定をも含む高等弁務官布令第60号の關係規定について私は十分承知しております。又、次の事に反する契約があるにもかかわらず私は公法89~296号に基づき請求に關してなされた業務に對して、公法89~296号、又琉球列島の現行法規に定められた最高報酬を越える報酬を支払う義務を有するものではない事も十分承知しております。

Signature of Claimant: _____
請求者の住所氏名:

I certify for the Government of the Ryukyu Islands that the payment herein specified has been made to the proper recipient(s).

私は琉球政府に代つて、ここに明記された支払いが正当な受給者になされたことを証明する。

署名	請求者	照会	姓名	職名	住所	電話番号	署名	姓名	職名	住所	電話番号

Chief, Land Section
Legal Affairs Department
Government of the Ryukyu Islands
琉球政府法務局 土地課長

RECEIPT FOR CASH
現金領収証

(TORTIOUS ACTS)
不法行為

Claim Award No. 請求決定番号 _____ Date of Payment 支払期日 _____
 請求決定番号 _____ 支払期日 _____

Date of Incident: 事件発生日 _____ Time of Incident: 時間 _____

Place of Incident: 場所 _____

Brief Description of Incident: 事件の概要 _____

Brief Description of Injuries or Damages Sustained: 損傷の概要 _____

AMOUNT 金額 _____

I acknowledge receipt of the above amount in full satisfaction and final settlement of my claim against the United States for (death) (Personal injuries) (damage to or loss of property) resulting from tortious acts of United States Armed Forces personnel during the period from 16 August 1945 through 27 April 1952.

I am fully aware of the applicable provisions of HRCOM Ordinance No. 60 including the provision relating to the maximum remuneration payable to any agent, attorney or other person on account of services rendered on behalf of a claimant in connection with a claim; and I am fully aware of the fact that I am under no obligation to pay remuneration in excess of the maximum fees permissible under P. L. 89-296 and the laws, ordinances, and regulations in effect in the Ryukyu Islands; any agreement to the contrary notwithstanding.

私は1945年8月16日より1952年4月27日までの間、米国軍隊要員による(死亡)、(人身損傷)(財産の損害又は損失)に対して、米國に提出した請求の完全な支払い及び最終的な解決として、上記の金額を領収したことを認める。
 私は、或る請求についてその請求者のためになされた業務に対して代理人、弁護人その他の者に支払われる最高の報酬に関する規定をも含む高等弁務官布令第60号の關係規定について私は十分承知しております。又次の事に反する契約があるにもかかわらず、私は公法89-296号に基づき請求に因りてなされた業務に対して、公法89-296号、又琉球列島の現行法に定められた最高報酬を越える報酬を支払う業務を有するものではない事も十分承知しております。

Signature of Claimant: 請求者の署名 _____

I certify for the Government of the Ryukyu Islands that the payment herein specified has been made to the proper recipient(s).
 私は琉球政府に代つて、ここに明記された支払いが正当な受領者になされたことを証明する。

請求者	身元	領收者	支払期日	金額	受領印	出納印	出納員	受領者印

Chief, Land Section
 Legal Affairs Department
 Government of the Ryukyu Islands
 琉球政府法務局土地課長

条約課長

法規課長

安全保障課長

北米才一課長

アメリカ局長

参事官

秘密標記(赤色)

秘

() 第 138 号

昭和 45 年 8 月 19 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代



↑ 当課 2 名の 1 名 有件 控 付 して

- 要理
- 参事官
- 調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 力夕
- 局庶務



(件名) 講和前補償支払の際の実情調査

引用公・電信 7月16日付往信才78号
日付・番号

冒頭往信 2.12 関し、講和前補償請求書(字)
別添 1 部送付申し上げる。

付函添付 付函空便(行) 付函空便(DP) 付函船便(貨) 付函船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:

GA-3-1

1990

在外公館